

福島県過疎地域等政策支援員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都道府県過疎地域等政策支援員設置推進要綱（令和3年4月1日付け総行過第29号）に基づき福島県（以下「県」という。）が設置する「福島県過疎地域等政策支援員（以下「政策支援員」という。）」の業務等に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 過疎地域等が人材等の資源制約を始めとした条件不利性を克服し、持続的に発展するためには、雇用の創出や生活機能の確保等の取組を推進していく必要があることから、県が専門人材を確保することによって、市町村の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援を行うことを目的とする。

(業務内容)

第3条 政策支援員は、地域住民、事業者、関係機関及び市町村等と連携し、設置目的に応じて別途定めた業務を行う。

また、その業務については、「①過疎地域その他条件不利地域を有する市町村」を対象地域とし、そのうち「②過疎地域を有しない市町村（条件不利地域を有する市町村に限る。）」の支援業務に従事する時間の合計が「③過疎地域を有する市町村」の支援業務に従事する時間の合計を超えないこと。また、「④条件不利地域を有しない市町村」の支援業務には従事しないものとする。なお、①～④は、別表に掲げるとおりとする。

(委嘱)

第4条 政策支援員は、知事が委嘱し、県ホームページ等において委嘱者を公表する。なお、委嘱方法及び委嘱に当たっての具体的な要件並びに愛称は、政策支援員の設置目的に応じて別途定める。

(委嘱期間)

第5条 政策支援員の委嘱期間は、1年以内とする。ただし、更新を妨げない。

(身分証明書)

第6条 政策支援員には、その身分を証するため身分証明書（様式第1号）を交付する。

- 2 政策支援員は、活動に従事するときは常に前項の身分証明書を携行し、関係人の請求があった場合には提示しなければならない。
- 3 政策支援員は、その身分を失ったときその他の事由があったときは、直ちに身分証明書を返還しなければならない。

(報酬等)

第7条 政策支援員に支払う報酬又は謝金あるいは政策支援員の活動に必要な経費の支給方法は、別途定める。

(守秘義務)

第8条 政策支援員は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(退任)

第9条 政策支援員が自己都合により任期の途中において退任を希望する場合は、別途定めにより処理する。

(解任)

第10条 知事は、政策支援員が次の各号に該当する場合は、政策支援員の任を解くことができる。

- (1) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障等で政策支援員としての活動に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 政策支援員としてふさわしくない非行があったとき
- (4) 第1号から第3号のほか、別途定める事項に該当したとき

(県の役割)

第11条 政策支援員の活動が円滑に実施できるよう、県は必要に応じて次に掲げる支援を行う。

- (1) 政策支援員の活動に関するコーディネート
- (2) 市町村、関係機関等との調整
- (3) その他、政策支援員の円滑な活動に必要なこと

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

別表 対象地域

| 方部 | 番号 | 市町村 | ①過疎地域その他 条件不利地域を有する市町村※ ¹ | | | ④条件不利地域を有しない市町村 |
|----|----|------|---|--------------|-------------|-----------------|
| | | | ②過疎地域を有しない市町村(条件不利地域を有する市町村に限る。) | ③過疎地域を有する市町村 | | |
| 県北 | 1 | 福島市 | ○ | 全域 | | |
| | 2 | 二本松市 | ○ | 旧二本松・旧安達 | 旧岩代・旧東和 | |
| | 3 | 伊達市 | ○ | 旧伊達・旧保原 | 旧梁川・旧霊山・旧月舘 | |
| | 4 | 本宮市 | | | | ○ |
| | 5 | 桑折町 | | | | ○ |
| | 6 | 国見町 | ○ | | 全域 | |
| | 7 | 川俣町 | ○ | | 全域 | |
| | 8 | 大玉村 | ○ | 全域 | | |
| 県中 | 9 | 郡山市 | ○ | 全域 | | |
| | 10 | 須賀川市 | ○ | 旧須賀川 | 旧長沼・旧岩瀬 | |
| | 11 | 田村市 | ○ | | 全域 | |
| | 12 | 鏡石町 | | | | ○ |
| | 13 | 天栄村 | ○ | | 全域 | |
| | 14 | 石川町 | ○ | | 全域 | |
| | 15 | 玉川村 | | | | ○ |
| | 16 | 平田村 | ○ | | 全域 | |
| | 17 | 浅川町 | | | | ○ |
| | 18 | 古殿町 | ○ | | 全域 | |
| | 19 | 三春町 | | | | ○ |
| | 20 | 小野町 | ○ | | 全域 | |
| 県南 | 21 | 白河市 | ○ | 旧白河・旧東 | 旧表郷・旧大信 | |
| | 22 | 西郷村 | ○ | 全域 | | |
| | 23 | 泉崎村 | | | | ○ |
| | 24 | 中島村 | | | | ○ |
| | 25 | 矢吹町 | | | | ○ |
| | 26 | 棚倉町 | ○ | 全域 | | |
| | 27 | 矢祭町 | ○ | | 全域 | |
| | 28 | 埴町 | ○ | | 全域 | |
| | 29 | 鮫川村 | ○ | | 全域 | |

| | | | | | |
|-----|-----|-------|-----------------|----|----|
| 会津 | 30 | 会津若松市 | ○ | 全域 | |
| | 31 | 喜多方市 | ○ | | 全域 |
| | 32 | 北塩原村 | ○ | | 全域 |
| | 33 | 西会津町 | ○ | | 全域 |
| | 34 | 磐梯町 | ○ | | 全域 |
| | 35 | 猪苗代町 | ○ | | 全域 |
| | 36 | 会津坂下町 | ○ | | 全域 |
| | 37 | 湯川村 | ○ ^{※2} | | 全域 |
| | 38 | 柳津町 | ○ | | 全域 |
| | 39 | 三島町 | ○ | | 全域 |
| | 40 | 金山町 | ○ | | 全域 |
| | 41 | 昭和村 | ○ | | 全域 |
| | 42 | 会津美里町 | ○ | | 全域 |
| 南会津 | 43 | 下郷町 | ○ | | 全域 |
| | 44 | 檜枝岐村 | ○ | | 全域 |
| | 45 | 只見町 | ○ | | 全域 |
| | 46 | 南会津町 | ○ | | 全域 |
| 相双 | 47 | 相馬市 | ○ | 全域 | |
| | 48 | 南相馬市 | ○ | 全域 | |
| | 49 | 広野町 | ○ | 全域 | |
| | 50 | 檜葉町 | ○ | 全域 | |
| | 51 | 富岡町 | | | ○ |
| | 52 | 川内村 | ○ | | 全域 |
| | 53 | 大熊町 | ○ | 全域 | |
| | 54 | 双葉町 | | | ○ |
| | 55 | 浪江町 | ○ | | 全域 |
| | 56 | 葛尾村 | ○ | | 全域 |
| | 57 | 新地町 | | | ○ |
| 58 | 飯館村 | ○ | | 全域 | |
| いわき | 59 | いわき市 | ○ | 全域 | |

※1 「過疎地域その他条件不利地域」とは、次に掲げる①又は②のいずれかに該当する市町村とする。

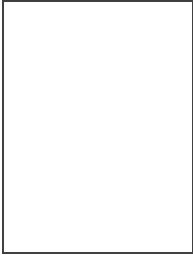
① 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号、以下「過疎法」という。）の規定により指定された過疎地域を有する市町村

② 山村振興法（昭和40年法律第64号）の規定により指定された振興山村をその区域又は一部とする市町村

※2 過疎法の規定により特別特定市町村に指定されている湯川町は、令和10年3月31日までとする。

様式第1号（第6条関係）

（表）

| | |
|---|----------------|
| 身分証明書 | |
|  | (氏名) (生年月日) |
| <p>上記の者は福島県が委嘱した福島県過疎地域等政策支援員「●●●●」であることを証明する。</p> | |
| 令和 年 月 日 福島県知事 印 | |

（たて9.0cm×よこ6.5cm）

（裏）

| |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 本証は、●●●●としての業務に従事するときは、必ず携帯しなければならない。2 本証の有効期限は、令和 年 月 日とする。3 本証は、他人に譲渡し、貸与し、又は交換してはならない。4 本証を紛失したときは、速やかに届け出なければならない。5 本証は、●●●●でなくなったときは、速やかに返還しなければならない。 |
|--|

※様式中の「●●●●」は、政策支援員の設置目的に応じて定めた愛称を記載する。